

## 浜の活力再生プラン

令和 8 ～ 1 2 年度

第 3 期

## 1 地域水産業再生委員会

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 組織名  | 三宅島地区地域水産業再生委員会         |
| 代表者名 | 関 恒美（三宅島漁業協同組合 代表理事組合長） |

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 再生委員会の構成員 | 三宅島漁協、三宅村（観光産業課）、東京都三宅支庁（産業課） |
| オブザーバー    | 東京都漁業協同組合連合会                  |

|                   |            |                       |
|-------------------|------------|-----------------------|
| 対象となる地域の範囲及び漁業の種類 | ひき縄漁業      | 53名                   |
|                   | 底魚一本釣り漁業   | 48名                   |
|                   | マグロ浮きはえ縄漁業 | 1名                    |
|                   | イセエビ刺網漁業   | 3名                    |
|                   | タカベ刺網漁業    | 0名（資源保護のため休漁中）        |
|                   | 採介藻漁業      | 1名                    |
|                   | 定置網漁業      | 1経営体（組合自営）            |
|                   | 対象漁業者      | 合計62名（うち漁法を兼ねている者46名） |
|                   |            | （令和 7 年 4 月時点）        |

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

東京の島しょ周辺海域は、黒潮流路が横断又は縦断するとともに、海底の起伏が激しいことから、我が国有数の好漁場とされ、他県漁船も多数操業している。黒潮の流路によっては、三宅島周辺海域でもカツオやマグロの漁場が形成され、三宅島の漁船以外に大型のカツオ・マグロー一本釣り漁船等も操業し、度々漁場競合が生じている。また他県漁船によるキンメダイを対象とする底魚一本釣り漁業も盛んに行われている。三宅島を始め伊豆諸島の各島で資源の永続的な利用に向けた資源管理措置を定めているが、他県の定めた伊豆諸島海域での資源管理措置と統一が図られていない現状があり、長年にわたって協議を行っている。こうした状況の中で行われている三宅島の漁業は、キンメダイ、メダイ等を漁獲する「底魚一本釣り漁業」、マグロ、カツオ類を漁獲する「ひき縄漁業」、クロマグロ、キハダマグロ等を漁獲する「浮きはえ縄漁業」、地先海面で行われる漁業権漁業である「イセエビ刺網漁業」、「タカベ刺網漁業」、「採介藻漁業」である。これらの漁業で水揚げされた漁獲物は、島内の小売店等が直接漁協から購入しているほか、島の玄関口である阿古漁港にある漁協直営の「いきいきお魚センター」を通じ、島民や観光客が購入している。令和6年度では全体の水揚げ量の約2割が島内で消費され、残りの約8割は漁協による共同出荷で、全量東京都漁業協同組合連合会を通じて、豊洲市場をはじめとする関東近県の消費地市場等に出荷されている。流通手段は東京港竹芝棧橋と八丈島を往復する定期船が毎日三宅島に寄航しており、東京港竹芝棧橋へ向けては13時45分に島を出港する。このため、漁業者は、前日もしくは当日の朝水揚げした魚を漁協で荷捌きした上で共同出荷している。

三宅島では平成12年に島の中央にそびえる雄山が噴火し、大量の火山灰を噴出した。また、噴火後には継続的に泥流が発生したこともあり、磯根漁場の荒廃が進んだ。その結果、噴火前の漁業生産の中心的存在であったテングサ、トサカノリ等の海藻類やイセエビ、貝類の水揚げは激減した。いったん減少した資源は、近年の黒潮大蛇行等による海洋環

境の変動の影響で、いまだ復活できていない。このため、噴火後の漁業構造も変化し、噴火により島民が内地へ一斉避難し、4年後の帰島直後は、漁船漁業による漁獲が全体の約6割となっていた。そして令和元年以降はほぼ全てが漁船漁業によるものとなっている。年間の水揚金額は増加傾向にあり、その一因はキンメダイの高値安定とそれに伴う漁獲増加があげられる。キンメダイ資源は回復傾向にはあるが、海洋環境の変化等により漁獲が急激に変化する可能性もあることから、漁業者の不安は大きくなっている。

一方、平成24年から島外からの新規就業者の確保育成に取り組んでいる。第1期及び第2期の浜プランでは取組みの柱の一つに据えて地域ぐるみで取り組んだ結果、徐々に漁業者の若返りが進み出している。

## (2) その他の関連する現状等

三宅島は、東京から南へ約180kmに位置し、面積55.5km<sup>2</sup>、周囲38.3kmでほぼ円形をなし中央には平成12年に噴火した雄山がある。年平均気温は約18.2℃、年間降水量は約3,900mm（東京の約1.5倍）と非常に多く、黒潮暖流の影響を受け、温暖多雨な海洋性気候である。しかし、冬場は西風が強く吹き、体感温度は意外と低く感じられる。

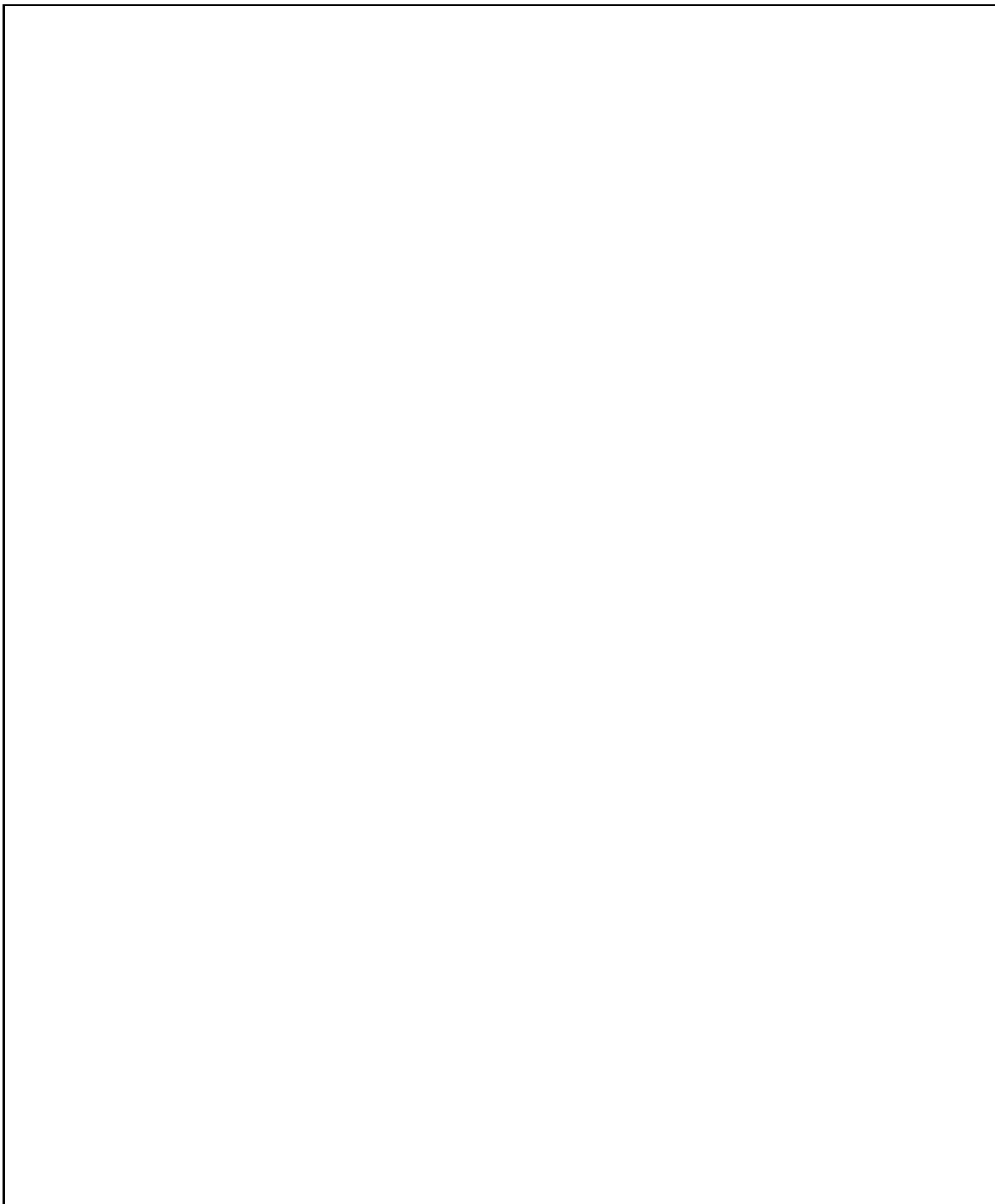
島への交通手段は、都内の調布飛行場から1日2から3便の飛行機と東京港竹芝桟橋から出港する大型貨客船である。定期船が発着する港は、島の西側に2港、東側に1港あり、風向きにより発着港が使い分けられている。外洋に位置する三宅島は、台風や前線が通過や、冬場の強い西風の影響で時化も多く、定期船は度々欠航する。一方、飛行機は19人乗りの小型機のため、貨物積載量が少ないことから、第1期の時に飛行機を利用した島外出荷を実施したが、現在は実施していない。

観光来島者数はコロナ禍で大きく減少したが、令和6年度は約32,000人とコロナ禍前の約36,000人まで盛り返してきている。夏場に観光客が多いが、釣り客やダイビング客は年間を通して来島している。

## 3 活性化の取組方針

### (1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

|  |
|--|
|  |
|--|



## (2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

### ○ 漁業収入向上のための取組

#### ① 漁獲の中心であるキンメダイの持続的利用と単価の向上

主力対象魚種であるキンメダイは、資源が回復傾向にあるものの、海洋環境の変化により急に減少に転じる可能性もあることから、現在実施している1都3県の関係漁業者と資源管理措置の協議や自主的な資源管理を継続する。

また、限られたキンメダイ資源で収益を上げるため、東京都漁連への委託販売を継続することで、漁協間の競合を避けて魚価の下落を防止する。

東京都漁連及び東京都と連携し、イベント等でのPRや国内外の販路開拓に取り組み、魚価の向上を図る。

#### ② 三宅島産水産物のブランド化及び販路拡大の推進

クロマグロを初めとした三宅島産水産物のブランド化に向け、品質を担保するために必要な基準を設定するための検討会を立ち上げ、基準を決定する。また、決定した基準

をクリアするために必要な機器等も併せて整備して品質向上に努める。

ブランドとしての認知向上に向けて、様々なイベントへの出展や様々な媒体を用いた広報を実施する。

③ 噴火災害による漁業生産の回復と周辺漁場の管理保全

噴火後の火山灰流入による採介藻漁業の漁場喪失後も黒潮流路の変動や地球温暖化による環境変化によりテングサ漁場の喪失がみられ、トコブシ・サザエの漁獲量も低水準であることから、施肥による漁場環境の改善試験を継続し、再生状況を定期的にモニタリングする。

○ 漁業コスト削減のための取組

① 燃油使用料の削減

船底清掃・漁船減速航行を徹底し、燃油使用量の削減を図る。また、漁業者間で気象や漁場の情報を共有化し、漁場探索にかかる燃油使用量の削減を図る。

② 輸送コストの削減

魚食普及活動や加工品販路拡大を推進し、島内消費を増やすことにより輸送コストの削減を図る。

③ 燃油高騰対策

今後の燃油高騰に備え、燃油高騰対策に係る事業の利用を促進する。

④ 操業コスト削減

東京都漁場環境予測システム「拓海」や漁船操業情報収集システム「トリトンの矛」を漁場予測・選定に活用する。

○ 漁村の活性化のための取組

① 新規就業者の増大と定着

島内出身者への漁業への関心を高めるため、島内の教育機関と連携し、児童生徒に対して魅力ある水産業の紹介を継続し、将来に向けた島内出身者の就業希望意識を醸成する。また、漁業に関心のある方の就業を促進するため、(一社)全国漁業就業者確保育成センター主催の「漁業就業支援フェア」に出展して来訪者に三宅島の漁業の魅力を伝えるとともに、独立後のキャリアプランなどを示すことでミスマッチ防止に努める。

これまで実施した短期・長期研修により、新規就業者を継続的に確保し、三宅島の漁業生産額の増加に大きく寄与していることから、離脱者ゼロを目指して引き続き短期・長期研修を実施する。独立後の漁業経営を早期に安定させるため、漁船リース事業の活用及びキンメダイ以外の魚種を漁獲できるよう新たな漁業種類の技術取得を支援する。

② 食育、地産地消の推進

島内の学校に対して、給食用食材の安定供給を行うとともに出前授業を行う。また、観光客向けに三宅島産水産物の図鑑やパンフレット等を作成配布するとともにHPに掲載することで、認知度向上とあわせた魚食普及の取組を継続する。

離島漁業再生支援交付金事業で実施してきた低未利用魚の加工品開発・販売について、保存性の高い「サバ缶」を主力商品として、「いきいきお魚センター」などで販売を継続するとともに、調理法なども提案による販促やイベントやアンテナショップ等の新たな販路拡大に取り組み、その結果を検証する。

③ 観光等他産業との連携

三宅島近海に生息する多種多様な海洋生物は、島の重要な観光資源であり、ダイビングや遊漁などを目的とした観光客のニーズに対応するため、観光協会と連携してHPの掲載や積極的な広報を展開することで、利用者に水産業の魅力を伝えていく。

(3) 資源管理に係る取組

① 東京都漁業調整規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けるとともに漁法の制限等を行っている。

② 底魚一本釣り漁業では、キンメダイ等の資源保護のため夜間操業の禁止、1縄あたりの針数、漁業者1人あたりの縄数等の自主規制を設けている。

③ 漁業権に基づく採介藻漁業では、禁漁期間や禁止区域を設ける等、資源の管理・保全に努めている。

(4) 具体的な取組内容

1年目（令和8年度） 所得向上率（基準年比）2.9%

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>漁業収入向上のための取組</p>  | <p>① 漁獲の中心であるキンメダイの持続的利用と単価の向上<br/>         漁業者は、現在実施している1都3県の関係漁業者と資源管理措置の協議や、小型魚の保護、操業時間の制限などの自主的な資源管理を継続する。<br/>         また、漁協は、東京都漁連への委託販売を継続することで、漁協間の競争を避けて魚価の下落を防止する。<br/>         漁協は、東京都漁連及び東京都と連携し、イベント等でのPRや国内外の販路開拓に取り組み、魚価の向上を図る。</p> <p>② 三宅島産水産物のブランド化及び販路拡大の推進<br/>         都漁連の指導のもと、漁業者は、ブランド化に向け、品質を担保するために必要な基準を設定するための検討会を立ち上げ、基準を決定する取組に協力する。また、決定した基準をクリアするために必要な機器等も併せて整備して品質向上に努める。<br/>         また、漁協、村は、都漁連及び都の指導のもと、ブランドとしての認知向上に向けて、様々なイベントへの出展や様々な媒体を用いた広報を実施する。</p> <p>③ 噴火災害による漁業生産の回復と周辺漁場の管理保全<br/>         漁協は、施肥による漁場環境の改善試験を継続し、再生状況を定期的にモニタリングする。</p>     |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>① 燃油使用料の削減<br/>         漁業者は、船底清掃・漁船減速航行を徹底し、燃油使用量の削減を図る。また、漁業者間で気象や漁場の情報を共有化し、漁場探索にかかる燃油使用量の削減を図る。</p> <p>② 輸送コストの削減<br/>         漁協、漁業集落、村、支庁は、魚食普及活動や加工品販路拡大を推進し、島内消費を増やすことにより輸送コストの削減を図る。</p> <p>③ 燃油高騰対策<br/>         漁協は、今後の燃油高騰に備え、燃油高騰対策に係る事業の利用を促進する。</p> <p>④ 操業コスト削減<br/>         漁業者は、東京都漁場環境予測システム「拓海」や漁船操業情報収集システム「トリトンの矛」を漁場予測・選定に活用する。</p>   |
| <p>漁村の活性化のための取組</p>  | <p>① 新規就業者の増大と定着<br/>         支庁は、漁協、村、島内の教育機関と連携し、児童生徒に対して魅力ある水産業の紹介を継続し、将来に向けた島内出身者の就業希望意識を醸成する。また、漁業に関心のある方の就業を促進するため、（一社）全国漁業就業者確保育成センター主催の「漁業就業支援フェア」に出展して来訪者に三宅島の漁業の魅力を伝えるとともに、独立後のキャリアプランなどを示すことでミスマッチ防止に努める。<br/>         また、漁協、村、支庁は、引き続き短期・長期研修を実施するとともに、独立後の漁業経営を早期に安定させるため、漁船リース事業の活用及びキンメダイ以外の魚種を漁獲できるよう新たな漁業種類の技術取得を支援する。</p> <p>② 食育、地産地消の推進<br/>         漁協、漁業集落は、島内の学校に対して、給食用食材の安定供給を行うとともに出前授業を行う。また、支庁、村は、漁協や都と連携し、観光客向けに三宅島産水産物の図鑑やパンフレット等を作成配布するとともにHPに掲載することで、認知度向上とあわせた魚食普及の取組を継続する。<br/>         漁協、漁業集落、村、支庁は、保存性の高い「サバ缶」を主力商品として、「いきいきお魚センター」などで販売を継続するとともに、調理法な</p> |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>ども提案による販促やイベントやアンテナショップ等の新たな販路拡大に取り組む、その結果を検証する。</p> <p>③ 観光等他産業との連携</p> <p>漁業者は、ダイビングや遊漁などを目的とした観光客のニーズに対応するため、観光協会と連携してHPの掲載や積極的な広報を展開する。</p>   |
| 活用する支援措置等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業人材育成総合支援事業（国）</li> <li>・漁業後継者育成対策事業（村）</li> <li>・離島漁業再生支援交付金（国）</li> <li>・東京の漁業人材確保・育成事業（都）</li> <li>・東京産水産物の海外販路開拓（都）</li> <li>・漁業経営セーフティーネット構築事業（国）</li> <li>・燃油価格高騰緊急対策事業（都）</li> </ul> |

2年目（令和9年度） 所得向上率（基準年比）5.4%

|               |  |
|---------------|--|
| 漁業収入向上のための取組  | <p>① 漁獲の中心であるキンメダイの持続的利用と単価の向上</p> <p>漁業者は、現在実施している1都3県の関係漁業者と資源管理措置の協議や、小型魚の保護、操業時間の制限などの自主的な資源管理を継続する。</p> <p>また、漁協は、東京都漁連への委託販売を継続することで、漁協間の競争を避けて魚価の下落を防止する。</p> <p>漁協は、東京都漁連及び東京都と連携し、イベント等でのPRや国内外の販路開拓に取り組む、魚価の向上を図る。</p> <p>② 三宅島産水産物のブランド化及び販路拡大の推進</p> <p>都漁連の指導のもと、漁業者はブランド化に向け、品質を担保するために必要な基準を設定するための検討会を立ち上げ、基準を決定する取組に協力する。また、決定した基準をクリアするために必要な機器等も併せて整備して品質向上に努める。</p> <p>また、漁協、村は、都漁連及び都の指導のもと、ブランドとしての認知向上に向けて、様々なイベントへの出展や様々な媒体を用いた広報を実施する。</p> <p>③ 噴火災害による漁業生産の回復と周辺漁場の管理保全</p> <p>漁協は、施肥による漁場環境の改善試験を継続し、再生状況を定期的にモニタリングする。</p> |
| 漁業コスト削減のための取組 | <p>① 燃油使用料の削減</p> <p>漁業者は、船底清掃・漁船減速航行を徹底し、燃油使用量の削減を図る。また、漁業者間で気象や漁場の情報を共有化し、漁場探索にかかる燃油使用量の削減を図る。</p> <p>② 輸送コストの削減</p> <p>漁協、漁業集落、村、支庁は、魚食普及活動や加工品販路拡大を推進し、島内消費を増やすことにより輸送コストの削減を図る。</p> <p>③ 燃油高騰対策</p> <p>漁協は、今後の燃油高騰に備え、燃油高騰対策に係る事業の利用を促進する。</p> <p>④ 操業コスト削減</p> <p>漁業者は、東京都漁場環境予測システム「拓海」や漁船操業情報収集システム「トリトンの矛」を漁場予測・選定に活用する。</p>  |
| 漁村の活性化のための取組  | <p>① 新規就業者の増大と定着</p> <p>支庁は、漁協、村、島内の教育機関と連携し、児童生徒に対して魅力ある水産業の紹介を継続し、将来に向けた島内出身者の就業希望意識を醸成する。また、漁協、漁業者、村、支庁は、漁業に関心のある方の就業を促進するため、（一社）全国漁業就業者確保育成センター主催の「漁業就業支援フェア」に出展して来訪者に三宅島の漁業の魅力を伝えるとともに、</p>   |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>独立後のキャリアプランなどを示すことでミスマッチ防止に努める。</p> <p>また、漁協、村、支庁は、引き続き短期・長期研修を実施するとともに、独立後の漁業経営を早期に安定させるため、漁船リース事業の活用及びキンメダイ以外の魚種を漁獲できるよう新たな漁業種類の技術取得を支援する。</p> <p>② 食育、地産地消の推進</p> <p>漁協、漁業集落は、島内の学校に対して、給食用食材の安定供給を行うとともに出前授業を行う。また、支庁、村は、漁協や都と連携し、観光客向けに三宅島産水産物の図鑑やパンフレット等を作成配布するとともにHPに掲載することで、認知度向上とあわせた魚食普及の取組を継続する。</p> <p>漁協、漁業集落、村、支庁は、保存性の高い「サバ缶」を主力商品として、「いきいきお魚センター」などで販売を継続するとともに、調理法なども提案による販促やイベントやアンテナショップ等の新たな販路拡大に取り組み、その結果を検証する。</p> <p>③ 観光等他産業との連携</p> <p>漁業者は、ダイビングや遊漁などを目的とした観光客のニーズに対応するため、観光協会と連携してHPの掲載や積極的な広報を展開する。</p> |
| 活用する支援措置等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業人材育成総合支援事業（国）</li> <li>・漁業後継者育成対策事業（村）</li> <li>・離島漁業再生支援交付金（国）</li> <li>・東京の漁業人材確保・育成事業（都）</li> <li>・東京産水産物の海外販路開拓（都）</li> <li>・漁業経営セーフティーネット構築事業（国）</li> <li>・燃油価格高騰緊急対策事業（都）</li> </ul>   |

3年目（令和10年度） 所得向上率（基準年比）7.9%

|               |  |
|---------------|--|
| 漁業収入向上のための取組  | <p>① 漁獲の中心であるキンメダイの持続的利用と単価の向上</p> <p>漁業者は、現在実施している1都3県の関係漁業者と資源管理措置の協議や、小型魚の保護、操業時間の制限などの自主的な資源管理を継続する。</p> <p>また、漁業は、東京都漁連への委託販売を継続することで、漁協間の競争を避けて魚価の下落を防止する。</p> <p>漁協は、東京都漁連及び東京都と連携し、イベント等でのPRや国内外の販路開拓に取り組み、魚価の向上を図る。</p> <p>② 三宅島産水産物のブランド化及び販路拡大の推進</p> <p>都漁連の指導のもと、漁業者は、ブランド化に向け、品質を担保するために必要な基準を設定するための検討会を立ち上げ、基準を決定する取組に協力する。また、決定した基準をクリアするために必要な機器等も併せて整備して品質向上に努める。</p> <p>また、漁協、村は、都漁連および都の指導のもと、ブランドとしての認知向上に向けて、様々なイベントへの出展や様々な媒体を用いた広報を実施する。</p> <p>③ 噴火災害による漁業生産の回復と周辺漁場の管理保全</p> <p>漁協は、施肥による漁場環境の改善試験を継続し、再生状況を定期的にモニタリングする。</p> |
| 漁業コスト削減のための取組 | <p>① 燃油使用料の削減</p> <p>漁業者は、船底清掃・漁船減速航行を徹底し、燃油使用量の削減を図る。また、漁業者間で気象や漁場の情報を共有化し、漁場探索にかかる燃油使用量の削減を図る。</p> <p>② 輸送コストの削減</p> <p>漁協、漁業集落、村、支庁は、魚食普及活動や加工品販路拡大を推進し、島内消費を増やすことにより輸送コストの削減を図る。</p> <p>③ 燃油高騰対策</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>漁協は、今後の燃油高騰に備え、燃油高騰対策に係る事業の利用を促進する。</p> <p>④ 操業コスト削減<br/>漁業者は、東京都漁場環境予測システム「拓海」や漁船操業情報収集システム「トリトンの矛」を漁場予測・選定に活用する。</p>  |
| 漁村の活性化のための取組 | <p>① 新規就業者の増大と定着<br/>支庁は、漁協、村、島内の教育機関と連携し、児童生徒に対して魅力ある水産業の紹介を継続し、将来に向けた島内出身者の就業希望意識を醸成する。また、漁協、漁業者、村、支庁は、漁業に関心のある方の就業を促進するため、(一社)全国漁業就業者確保育成センター主催の「漁業就業支援フェア」に出展して来訪者に三宅島の漁業の魅力伝えるとともに、独立後のキャリアプランなどを示すことでミスマッチ防止に努める。<br/>また、漁協、村、支庁は、引き続き短期・長期研修を実施するとともに、独立後の漁業経営を早期に安定させるため、漁船リース事業の活用及びキンメダイ以外の魚種を漁獲できるよう新たな漁業種類の技術取得を支援する。</p> <p>② 食育、地産地消の推進<br/>漁協、漁業集落は、島内の学校に対して、給食用食材の安定供給を行うとともに出前授業を行う。また、観光客向けに三宅島産水産物の図鑑やパンフレット等を作成配布するとともにHPに掲載することで、認知度向上とあわせた魚食普及の取組を継続する。<br/>漁協、漁業集落、村、支庁は、保存性の高い「サバ缶」を主力商品として、「いきいきお魚センター」などで販売を継続するとともに、調理法なども提案による販促やイベントやアンテナショップ等の新たな販路拡大に取り組み、その結果を検証する。</p> <p>③ 観光等他産業との連携<br/>漁業者は、ダイビングや遊漁などを目的とした観光客のニーズに対応するため、観光協会と連携してHPの掲載や積極的な広報を展開する。</p> |
| 活用する支援措置等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業人材育成総合支援事業(国)</li> <li>・漁業後継者育成対策事業(村)</li> <li>・離島漁業再生支援交付金(国)</li> <li>・東京の漁業人材確保・育成事業(都)</li> <li>・東京産水産物の海外販路開拓(都)</li> <li>・漁業経営セーフティーネット構築事業(国)</li> <li>・燃油価格高騰緊急対策事業(都)</li> </ul>   |

4年目(令和11年度) 所得向上率(基準年比) 9.3%

|              |   |
|--------------|---|
| 漁業収入向上のための取組 | <p>① 漁獲の中心であるキンメダイの持続的利用と単価の向上<br/>漁業者は、現在実施している1都3県の関係漁業者と資源管理措置の協議や、小型魚の保護、操業時間の制限などの自主的な資源管理を継続する。<br/>また、漁協は、東京都漁連への委託販売を継続することで、漁協間の競争を避けて魚価の下落を防止する。<br/>漁協は、東京都漁連及び東京都と連携し、イベント等でのPRや国内外の販路開拓に取り組み、魚価の向上を図る。</p> <p>② 三宅島産水産物のブランド化及び販路拡大の推進<br/>都漁連の指導のもと、漁業者は、ブランド化に向け、品質を担保するために必要な基準を設定するための検討会を立ち上げ、基準を決定する取組に協力する。また、決定した基準をクリアするために必要な機器等も併せて整備して品質向上に努める。<br/>また、漁協、村は、都漁連及び都の指導のもと、ブランドとしての認知向上に向けて、様々なイベントへの出展や様々な媒体を用いた広報を実施する。</p> |
|--------------|---|

|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>③ 噴火災害による漁業生産の回復と周辺漁場の管理保全<br/>漁協は、施肥による漁場環境の改善試験を継続し、再生状況を定期的にモニタリングする。</p>   |
| 漁業コスト削減のための取組 | <p>① 燃油使用料の削減<br/>漁業者は、船底清掃・漁船減速航行を徹底し、燃油使用量の削減を図る。また、漁業者間で気象や漁場の情報を共有化し、漁場探索にかかる燃油使用量の削減を図る。</p> <p>② 輸送コストの削減<br/>漁協、漁業集落、村、支庁は、魚食普及活動や加工品生産の拡大を推進し、島内消費を増やすことにより輸送コストの削減を図る。</p> <p>③ 燃油高騰対策<br/>漁協は、今後の燃油高騰に備え、燃油高騰対策に係る事業の利用を促進する。</p> <p>④ 操業コスト削減<br/>漁業者は、東京都漁場環境予測システム「拓海」や漁船操業情報収集システム「トリトンの矛」を漁場予測・選定に活用する。</p>  |
| 漁村の活性化のための取組  | <p>① 新規就業者の増大と定着<br/>支庁は、漁協、村、島内の教育機関と連携し、児童生徒に対して魅力ある水産業の紹介を継続し、将来に向けた島内出身者の就業希望意識を醸成する。また、漁業に関心のある方の就業を促進するため、(一社)全国漁業就業者確保育成センター主催の「漁業就業支援フェア」に出展して来訪者に三宅島の漁業の魅力を伝えるとともに、独立後のキャリアプランなどを示すことでミスマッチ防止に努める。<br/>また、漁協、村、支庁は、引き続き短期・長期研修を実施するとともに、独立後の漁業経営を早期に安定させるため、漁船リース事業の活用及びキンメダイ以外の魚種を漁獲できるよう新たな漁業種類の技術取得を支援する。</p> <p>② 食育、地産地消の推進<br/>漁協、漁業集落は、島内の学校に対して、給食用食材の安定供給を行うとともに出前授業を行う。また、支庁、村は、漁協や都と連携し、観光客向けに三宅島産水産物の図鑑やパンフレット等を作成配布するとともにHPに掲載することで、認知度向上とあわせた魚食普及の取組を継続する。<br/>漁協、漁業集落、村、支庁は、保存性の高い「サバ缶」を主力商品として、「いきいきお魚センター」などで販売を継続するとともに、調理法なども提案による販促やイベントやアンテナショップ等の新たな販路拡大に取り組み、その結果を検証する。</p> <p>③ 観光等他産業との連携<br/>漁業者は、ダイビングや遊漁などを目的とした観光客のニーズに対応するため、観光協会と連携してHPの掲載や積極的な広報を展開する。</p> |
| 活用する支援措置等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業人材育成総合支援事業 (国)</li> <li>・漁業後継者育成対策事業 (村)</li> <li>・離島漁業再生支援交付金 (国)</li> <li>・東京の漁業人材確保・育成事業 (都)</li> <li>・東京産水産物の海外販路開拓 (都)</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業 (国)</li> <li>・燃油価格高騰緊急対策事業 (都)</li> </ul>  |

5年目(令和12年度) 所得向上率(基準年比) 10.8%

|              |   |
|--------------|---|
| 漁業収入向上のための取組 | <p>① 漁獲の中心であるキンメダイの持続的利用と単価の向上<br/>漁業者は、現在実施している1都3県の関係漁業者と資源管理措置の協議や、小型魚の保護、操業時間の制限などの自主的な資源管理を継続する。</p> |
|--------------|---|

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>また、漁協は、東京都漁連への委託販売を継続することで、漁協間の競争を避けて魚価の下落を防止する。</p> <p>漁協は、東京都漁連及び東京都と連携し、イベント等でのPRや国内外の販路開拓に取り組み、魚価の向上を図る。</p> <p>② 三宅島産水産物のブランド化及び販路拡大の推進</p> <p>都漁連の指導のもと、漁業者はブランド化に向け、品質を担保するために必要な基準を設定するための検討会を立ち上げ、基準を決定する取組に協力する。また、決定した基準をクリアするために必要な機器等も併せて整備して品質向上に努める。</p> <p>また、漁協、村は、都漁連及び都の指導のもと、ブランドとしての認知向上に向けて、様々なイベントへの出展や様々な媒体を用いた広報を実施する。</p> <p>③ 噴火災害による漁業生産の回復と周辺漁場の管理保全</p> <p>漁協は、施肥による漁場環境の改善試験を継続し、再生状況を定期的にモニタリングする。</p>  |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>① 燃油使用料の削減</p> <p>漁業者は、船底清掃・漁船減速航行を徹底し、燃油使用量の削減を図る。また、漁業者間で気象や漁場の情報を共有化し、漁場探索にかかる燃油使用量の削減を図る。</p> <p>② 輸送コストの削減</p> <p>漁協、漁業集落、村、支庁は、魚食普及活動や加工品販路拡大を推進し、島内消費を増やすことにより輸送コストの削減を図る。</p> <p>③ 燃油高騰対策</p> <p>漁協は、今後の燃油高騰に備え、燃油高騰対策に係る事業の利用を促進する。</p> <p>④ 操業コスト削減</p> <p>漁業者は、東京都漁場環境予測システム「拓海」や漁船操業情報収集システム「トリトンの矛」を漁場予測・選定に活用する。</p>  |
| <p>漁村の活性化のための取組</p>  | <p>① 新規就業者の増大と定着</p> <p>支庁は、漁協、村、島内の教育機関と連携し、児童生徒に対して魅力ある水産業の紹介を継続し、将来に向けた島内出身者の就業希望意識を醸成する。また、漁協、漁業者、村、支庁は、漁業に関心のある方の就業を促進するため、(一社)全国漁業就業者確保育成センター主催の「漁業就業支援フェア」に出展して来訪者に三宅島の漁業の魅力を伝えるとともに、独立後のキャリアプランなどを示すことでミスマッチ防止に努める。</p> <p>また、漁協、村、支庁は、引き続き短期・長期研修を実施するとともに、独立後の漁業経営を早期に安定させるため、漁船リース事業の活用及びキンメダイ以外の魚種を漁獲できるよう新たな漁業種類の技術取得を支援する。</p> <p>② 食育、地産地消の推進</p> <p>漁協、漁業集落は、島内の学校に対して、給食用食材の安定供給を行うとともに出前授業を行う。また、支庁、村は、漁協や都と連携し、観光客向けに三宅島産水産物の図鑑やパンフレット等を作成配布するとともにHPに掲載することで、認知度向上とあわせた魚食普及の取組を継続する。</p> <p>漁協、漁業集落、村、支庁は、保存性の高い「サバ缶」を主力商品として、「いきいきお魚センター」などで販売を継続するとともに、調理法なども提案による販促やイベントやアンテナショップ等の新たな販路拡大に取り組み、その結果を検証し、次期計画策定に反映する。</p> <p>③ 観光等他産業との連携</p> <p>漁業者は、ダイビングや遊漁などを目的とした観光客のニーズに対応するため、観光協会と連携してHPの掲載や積極的な広報を展開する。</p> |

|           |   |
|-----------|---|
| 活用する支援措置等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業人材育成総合支援事業（国）</li> <li>・ 漁業後継者育成対策事業（村）</li> <li>・ 離島漁業再生支援交付金（国）</li> <li>・ 東京の漁業人材確保・育成事業（都）</li> <li>・ 東京産水産物の海外販路開拓（都）</li> <li>・ 漁業経営セーフティーネット構築事業（国）</li> <li>・ 燃油価格高騰緊急対策事業（都）</li> </ul> |
|-----------|---|

(5) 関係機関との連携

三宅島漁協を含む漁業関係者及び漁業者と行政（東京都、三宅村）、系統団体（東京都漁業協同組合連合会、等）との連携を強化するとともに、観光協会や商工会等の関係団体との連携も推進することで、地域一体となった取組を推進する。

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

浜プランの取組の実施状況及び効果の発現状況を自ら評価・分析し、それを踏まえた取組の改善を検討するため、進捗管理チェックシートを作成し、年に1回以上、再生委員会を開催する。再生委員会には、委員のほかに東京都漁連指導室や都職員も参加し、進捗状況の確認を行う。

4 目標

(1) 所得目標

|                |     |  |
|----------------|-----|--|
| 漁業者の所得の向上10%以上 | 基準年 |  |
|                | 目標年 |  |

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

(3) 所得目標以外の成果目標

① 所得向上の取組に係る成果目標

|               |     |                   |         |      |
|---------------|-----|-------------------|---------|------|
| キンメダイの単価向上    | 基準年 | 令和2年から令和6年の5中3平均： | 1,487.8 | 円/kg |
|               | 目標年 | 令和12年：            | 1,562.2 | 円/kg |
| クロマグロ大型魚の単価向上 | 基準年 | 令和2年から令和6年の5中3平均： | 3,560.1 | 円/kg |
|               | 目標年 | 令和12年：            | 3,738.1 | 円/kg |

② 漁村活性化の取組に係る成果目標

|               |     |                     |    |   |
|---------------|-----|---------------------|----|---|
| 長期研修の受入れ人数の増加 | 基準年 | 令和2年度から令和6年度の合計人数：  | 5  | 人 |
|               | 目標年 | 令和8年度から令和12年度の合計人数： | 10 | 人 |

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

|   |
|---|
| <p>① 所得向上の取組に係る成果目標</p> <p>キンメダイ及びクロマグロの魚価向上に向け、東京都漁連との連携による水産物のブランド化による認知度向上及び販路拡大の取組を推進することで、毎年1%、5年間で5%の魚価向上を目標とする。</p> <p>② 漁村活性化の取組に係る成果目標</p> <p>これまでの新規独立者は長期研修の受講者であることから、期を跨がない長期研修の受入れ人数を成果目標に設定した。水産業の担い手確保は都における重要施策の一つに位置付けられていることから、水産業の魅力を伝える広報を積極的に行うことや研修の受入れ体制を充実させることなど様々な取組を講じることで、今期においては、前期の2倍となる10人の受入れを目標とする。</p> |
|---|

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

| 事業名               | 事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性   |
|-------------------|--|
| 漁業人材育成総合支援事業(国)   | 漁業就業支援フェアの参加   |
| 漁業後継者育成対策事業(村)    | 短期・長期研修に係る運営支援   |
| 離島漁業再生支援交付金(国)    | 離島漁業再生事業交付金を活用し、漁業集落が水産物の加工品開発・流通・販売対策や漁場の管理・保全等に取り組む。<br>離島漁業新規就業者特別対策事業交付金を活用し、漁業集落が漁業後継者の独立支援を行う。 |
| 東京の漁業人材確保・育成事業(都) | 漁業後継者確保から育成に係る各種支援   |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 東京産水産物の<br>海外販路開拓<br>(都)      | 海外市場等の調査、海外等での試食会開催、展示会出展支援、鮮度保持<br>技術導入に向けた検討・支援 |
| 漁業経営セーフ<br>ティーネット構<br>築事業 (国) | 燃油高騰に対処するための支援措置                                  |
| 燃油価格高騰緊<br>急対策事業<br>(都)       | 漁業経営セーフティーネット構築事業における漁業者負担額の支援                    |